上田税理士事務所 事務所通信9月号

税理士上田のご挨拶

皆さん、こんにちは。

早いもので、もう9月になりました。1年の3/4が過ぎようとしています。ホ ンと早いなと感じます。歳のせいでしょうか?

さて、今月は、弊所が今年に入って取り組んでいる人材育成のポス ターについてお話ししたいと思います。

私どもの事務所では、「当たり前のことが、当たり前にできる!」というこ とを大切にしています。税理士事務所ですから、税務・会計のプロをいう のは、当然のことですが、それ以前に社会人として、当たり前のことが当 たり前にできる人でありたいと考えています。

「人財になるための7つの条件」

目次

●□ 税理士上田のご挨拶

●□ 今月の税務

●□ お客様訪問日記

●□ Surplusサープラス

上田税理士事務所のお仕 事仲間

●□ ほっとひと息

●□ お中元ありがとうございまし た

●□ 最後に

そこで、月替わりで、1枚のポスターを掲示し、毎週の朝礼で唱和することにしました。 たとえば、次のようなポスターです。

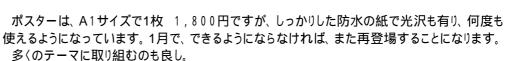
「あいさつ!これだけは守りましょう!」

「人財になるための7つの条件」

「報連相!これだけはやりなさい!」

こんな感じでの内容で、本当に基本的なことですが、案外きっちりとはできていないようなことで す。

毎週1回、唱和し、それ以外の日は事務所のよく見える場所に掲示します。1枚のポスターを 1ヶ月唱和・掲示したら、次のテーマに張り替えます。1年間で、12のテーマを確実にできるよう にしよう!と言う狙いです。スタートしてから、約半年が過ぎました。さて成果のほどは。。。。。



同じテーマに数多く取り組むのも良し。

皆様から、「上田税理士事務所のスタッフは、マナーがしっかりしていて気持ちがいいねえ。」と 言うお声をたくさんいただけるよう、続けていくつもりです。

ご参考までに、開発元(モチベーション・アップ株式会社)のHPのアドレスを記しておきます。 http://www.motivation-up.co.jp/

> 平成23年9月1日(木) 税理士 上田 兵二



(中秋に名月は9月12日)

今月の税務 ~旬の話題 お役立ちコーナー~

編集担当:小長野裕基

小規模企業共済とは、個人事業主や会社役員等が廃業や退職等をした際の退職金を自分自身で準備するといった

今月は、『小規模企業共済』を活用した、『所得税の節税』と『資金繰り対策』の2点について話をしていきます。

制度です。毎月の掛金は、月1,000円から70,000円(500円刻み)までの範囲で設定することができ、所得税と住 民税を最低で掛金の15%、最高で50%の減額させる効果があります。また将来、退職金として受け取る時には、かな り有利な形(退職所得)で受け取ることができ、加入月が多ければ多いほどそのメリットは大き〈なります。その為、私ども では、たとえ月1,000円でもいいので、早期加入をおすすめしています。

なお、小規模企業共済に加入されている方々で、急な事業資金が必要な場合には、共済契約者貸付制度という制 度を利用できます。これは、掛金を積み立てた金額を限度として最高1,000万円までの貸付を受けることができます。 利率も0.9~1.5%と比較的低金利になっていますので、もしもという場合には検討されてみてはいかがでしょうか?

興味を持たれて、詳しい制度の内容を知りたい場合には、当事務所のスタッフまでご気軽にお問い合わせください。 中小機構のホームページでも詳細をご覧いただけます。(http://www.smrj.go.jp/skyosai/)

今回のお客様は 三田村印章店 様です ご協力ありがとうございました! 【監査担当:小長野】

「真善美を兼ね備えた印章をお客様にお届けしたい」



お店に入ると、カウンターのすぐ左手が社長の作業場です。

社長は、奥さまのお父様が印章の卸業とお店をしていたことがきっかけで、印章の世界を知り、興味を持たれたそうです。もともと手先が器用であったことや藤本流の刻技との出会いなどで印章の世界の魅力にとりつかれ、現在は、「いかに美し〈文字を彫刻するか」を大事にして彫刻されています。全国印章技術競技会1位、労働大臣賞を受賞されるなど対外的にも高い評価を得ておられます。

常に情熱を持って印章作りに取り組んでおられる社長ですが、大量販売の安売りのはんこ屋が台頭して来たり、押印不要論が出たりなど印章の存在意味が問われてしまう時

代になり、なかなか明るい先行きが見えなくなってきていました。

そんな時、東京で大学教授をしていらっしゃるお客様からご注文を頂いたそうです。その方は「きちんとした美しい印章を持ちたい」との思いを持たれて、インターネットから三田村印章店のホームページを探し当てて下さったのです。そのお客様は、篆刻(テンコク)をされていた事もあり、とても印に造詣が深く、印をよくみておられる方だったそうです。「印章に美を求めて下さる」そんなお客様がおられる事に新鮮な驚きを感じた事が、今のホームページで本当の藤本流の印章をもっと広めていきたいと思ったきっかけになったと社長はおっしゃっています。

三田村印章店のお客様には、ネット販売も行っている関係で全国からご注文があります。 デザイン関係や文字にこだわりのある方にもご好評頂いているそうです。

三田村印章店様の印章を手にしたお客様は「今まで、『はんこ』って単なる実用のものを思っていたけど、これならもっと色々と捺して使ってみた〈なる。」との声やその印影のあまりの美しさに感動し鳥肌が立つお客様までいらっしゃるそうです。ちなみに、上田税理士事務所の印章も全て三田村印章店様に作って頂いています。

個人の実印や法人印だけでな〈、お寺や神社の印章まで幅広〈手がけておられます。 ぜひ一度、ホームページをのぞいてみて〈ださい。

< キャンペーンのお知らせ >

藤本流の印章体験コース:初回の方に限り、柘植12ミリ丸の印鑑を税込7,000円にてご 提供しています。

8月22日より、11月末までの期間限定のサービスになっています。是非、この機会に藤本流の印章を知って頂き、楽しんで使って頂ける方が増えるとうれしいとおっしゃっていました。



社長の三田村様です。まさに はんこを作っている最中です



まさに職人技です!!すばらしい~

印影一例











林 松嶋

青 木

担当者からのメッセージ

毎月巡回監査でお伺いすると、入口でいつも真剣な顔で印鑑を彫刻されており、その姿はとってもかっこいいです。来店されるお客様に対しても熱意のある対応されており、購入されたお客様からのご紹介が多い理由がわかる気がします。

僕自身も実印と認印を作っていただき、その印影の美しさにほれぼれし、『はんこ』を押す楽しみができました。ネット上にもその印影が掲載されているので是非ご覧いただき、その素晴らしさを是非ご覧くださいませ。

~三田村印章店~

住所:大阪市中央区和泉町一丁目3 2

電話番号:06 6943 8003

HP:http://www.rakuten.co.jp/kiann

営業時間:9:00~19:00 定休日:日曜日·祝日

「マイカーや自転車などでの通勤の方はご注意を!!!」

自転車通勤がブームになるなど、自家用車や自転車等で通勤している方も多くいますが、それらの交通用具を使用している者の通勤手当については、交通機関を利用する場合の運賃相当額まで非課税とされていました。平成23年度税制改正において、交通用具使用者の通勤手当の特例が廃止され、距離に応じた通勤手当までしか非課税にできないことになります。平成24年分の所得税から廃止されます。

<通勤手当の課税にならない部分>

区分		課税されない金額
(1) 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する 通勤手当		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度100,000円)
(2) 自動車や自転車な どの交通用具を使用し いる人に支給する通勤 手当	通勤手当が片道45km以上 である場合	24,500円 [運賃相当額が24,500円を超える場合には、その -運賃相当額(最高限度100,000円)] -
	通勤手当が片道35km以上 45km未満である場合	20,900円[運賃相当額が20,900円を超える場合には、その -運賃相当額(最高限度100,000円)]
	通勤手当が片道25km以上 35km未満である場合	16,100円[運賃相当額が16,100円を超える場合には、その 運賃相当額(最高限度100,000円)]
	通勤手当が片道15km以上 25km未満である場合	11,300円 (運賃相当額が11,300円を超える場合には、その 運賃相当額(最高限度100,000円)]
	通勤手当が片道10km以上 15km未満である場合	6,500円
	通勤手当が片道2km以上 10km未満である場合	4,100円
	通勤手当が片道2km未満 である場合	全額課税
(3) 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期 乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額(最高限度100,000円)
(4) 交通機関又は有料道路を利用するほか交通用具も使 用している人に支給する 通勤手当や通勤用定期 乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額と(2)の金額との合計額(最高限度100,000円)

表中の(2)の「課税されない金額」欄に記載のカッコ書き[運賃相当額 $\times \times \times$ 円を超える場合には \sim]の部分が廃止されます。

この改正を受けて、通勤距離15km以上のマイカーや自転車など利用の人は、非課税枠が、適用されず、所得税が増えるケースもありますのでご注意ください。

上田税理士事務所のお仕事仲間

編集担当∶吉田公彦

今回の上田税理士事務所のお仕事仲間は、行政書士の西田先生をご紹介します。

行政書士とは行政書士法に基づく国家資格を持っている方々で、いわば書類の作成と提出手続きのスペシャリストです。 具体的には、法律に基づいて官公署(市・区役所、町・村役場や警察署、更には都道府県、各中央省庁)に提出する書類の作成や、それらを提出する手続きの代理を行っています。その書類のほとんどは許可認可等に関するもので、その数は1万種類を超えるとも言われます。こういった書類の作成や提出は、どのような企業でも決して避けて通る事のできない道です。行政書士の方々は、私達の業務に身近で、とても大きく関わっているのです。西田先生、ご協力ありがとうございました。

『西田事務所は許認可業務を専門に取り扱う行政書士事務所で、今年で開業から8年目となります。 主な取扱業務は、

建設業許可、宅建業免許、古物営業などの許可業務 NPO法人や医療法人、社会福祉法人などの法人設立・運営業務 在留資格(VISA)や帰化申請などの外国人関係業務

などです。障害福祉関係法令の改正がありここ数年は福祉事業関係業務も多数取り扱っております。

主な取扱業務以外の業務の場合でも、他の適切な専門行政書士をご紹介出来る場合もありますので、許認可でお困りの際にはどうぞお気軽にご相談下さい。

手続きにかかる費用や必要期間そして許可要件など、許認可に関する概要説明は電話一本で簡潔にご回答させて頂きます。

行政書士西田事務所 行政書士 西田 武史』



みなさんこんにちわ。松丸です。

9月になったというのに、この暑さ。まだまだ残暑厳しいですね。

どこかさわやかな所に行きたいなぁー、という方に紹介します。

スできます。僕の大好きなパワースポットの一つです。

お勧めするのは白川郷です。

今から16年前の1995年に「白川郷・五箇山の合掌造り集落」として、ユネスコの世界遺産 (文化遺産)に登録されました。

世界遺産に登録されると人口1900人の集落に年間150万人を越える観光客が押し寄せるようになりました。3年前の2008年には東海北陸自動車道が全線開通し、交通の便が良く



さすがは世界遺産です

妻の生家がその白川郷のど真ん中にあります。今は合掌造りではなくなっているのですが、今も残る農村文化に浸ることがでます。今年のお盆は一緒に帰省してきました。普段大阪という都会にいるためか、白川郷の土を踏むと何ともいえない「なつかしさ」がそこにあります。水の流れる音、ひんやりとした風、ピンと張りつめた空気。目を閉じると自然と一体になり心からリラック

なったため、日本の農山村文化を継承してきた白川郷の合掌造り民家や風景を楽しめるスポットとなっています。

庭には畑があり、畑起こしを手伝うことになりました。硬くなった土に肥料を蒔き、土を柔らかくします。早朝に「してみる?」「やってみたい!」と好奇心で始めたのですが、かなりの肉体労働。普段体を動かさない僕には正直堪えました。毎日一人でやっているお母さんに脱帽です。

その後、すでに作物がなっている畑の収穫です。みずみずしい野菜がたわわに実っていました。毎日収穫しているのに、翌日には新たに収穫ができること、昨日採り残したきゅうりが馬鹿デカくなっているのをみて、自然の豊かさに驚きました。収穫し

かなり気合入ってる松丸さん!でも見てるだけでキツそう~^^;

た野菜はしっかり貰って帰り、美味しくいただきました。 やっぱり鮮度が全然違います。 とても美味しかったです。

水のせせらぎ・風の音・虫の声・山の空気・・・どれをとっても都会にはない「自然そのもの」 が白川郷にはあります。

交通の便が良くなった反面、自然が減少しているそうです。合掌造り民家を含めた集落全体の景観と農村に生きる人々の暮らしそのものを、これからも守り続けてほしいと願い大阪に戻ってきました。

白川郷は春・夏・秋・冬どの季節に行っても最高です。 是非、一度訪れて見て〈ださい!きっと、また行きた〈なるハズ!

お中元ありがとうございました

編集担当:門脇麻弥

今年も暑い夏となりました(^^)

さてさて!!今年も皆様からた〈さんのお中元、暑中見舞いのご挨拶、本当にありがとう ございました。

なんと今年のお中元ビール率高ーい!!!皆様から頂いたビールを積み上げてみました (笑)

スカイタワー成らぬ、ビールタワーの完成です(・・・)/

積み上げて完成したビールタワーは既に取り壊され、スタッフのおなかの中ですが...笑皆さん本当にありがとうございました。すべて美味しくいただきました!!

季節の変わり目ですが、風邪をひかないように今月も元気いっぱい頑張っていきましょう



奥行きは3缶!!なので合計は...?

皆さま、こんにちは。

最後に

本当に暑かった夏もそろそろ終わりに近づいてきました。暑さに弱い 私にはうれしい限りです。

また夏が終わると同時に、あっという間に1年の2/3が終わりました。上田税理士事務所では、もう一度一年の計画を見直し、お客様満足の向上目指すため、日々精進していきたいと思っております。

皆さまも今年の初めに立てた計画をもう一度、見直してみてはいかがでしょうか?今ならまだまだ間に合いますよ ^^

上田税理士事務所

〒542-0081 大阪市中央区南船場4-11-20 心斎橋アルテビル4階 電話 06(6253)5885 FAX 06(6253)7557 Email info@zh-beruf.com

編集担当:有留奈美

是非、ホームページもご覧ください。http://www.zh-beruf.com

拝読いただきありがとうございました